

平成 29 年 10 月 1 日

ブラジル向け輸出水産食品施設登録確認手順について

(一財) 日本食品検査
衛生検査部門

ブラジル向け輸出水産食品施設登録確認は以下の手順で実施いたします。

(1) 登録確認申請書の受付部署

申込先：(一財) 日本食品検査 衛生検査部門 宛
〒143-0006 東京都大田区平和島 4 丁目 1-23 JS プログレビル 3 階
Tel 03-6436-8762 Fax 03-3765-1680
メールアドレス：yushutsu-kensa@jffic.or.jp

登録確認手続きは、上記 本部にて行います。

他の検査所では受付を致しませんのでご注意ください。

(2) 必要書類

①送付表

②ブラジル向け輸出水産食品施設登録確認申請書（別紙様式 1）

＊「施設の情報」はいずれかを選んで記載してください。

③登録確認申請を行う施設が HACCP に基づく衛生管理を実施している旨の宣誓書（別紙 1）

④輸出品目が加工品の場合は、必要事項を記載した、製造工程確認申請書（別紙 2）

⑤登録施設の要件に適合する事を証する書類 （営業許可の写し等、②で選んだもの）

＊営業許可には有効期限があるため、営業許可証等を更新された場合は、その写しを再度ご提出ください。

⑥振込証明書の写し（振込手数料は申請者の負担とします。）

施設登録確認費用：10,800 円（税込み）

振込先： みずほ銀行 浜松町支店 普通 877778
ザイ) ニホンシヨクヒンケンサ

(3) 手数料

施設登録確認料 10,000円 (税別)

注) 本登録後、1年に1回、弊会が登録施設に対して衛生管理等の現地確認を行います。その手数料は下記の検査手数料と出張旅費の合計となります。

検査手数料 9,500円 (税別)

出張旅費一覧(最寄の検査所からの距離に応じた費用となります、但し、静岡県内の施設に対しては、首都圏事業所からの距離で旅費の計算となります。)	
10Km未満	3,900円(税別)
10Km以上～30Km未満	5,800円(税別)
30Km以上～50Km未満	7,900円(税別)
50Km以上～100Km未満	13,000円(税別)
100Km以上～300Km未満	22,000円(税別)
300Km以上～500Km未満	34,000円(税別)
500Km以上	45,000円(税別)

(4) 手順

1. (2) 必要書類のうち①～⑤を当法人の登録確認申請書受付部署まで、Eメールにて送信。
2. 当法人にて内容確認後、ご担当者様あてにご連絡。
3. 当法人より連絡を受けた後、輸出水産食品施設登録確認申請書および関係書類(別紙様式1、別紙1、別紙2など)に社印を捺印し、必要書類①～⑤および⑥振込証明書(写し)を当法人あてに簡易書留または宅配便(メール便不可)にて送付。
4. 必要書類受領後、登録番号を付し、当法人より厚生労働省に承認申請。
尚、書類に不備があった場合は、再提出を頂く場合もございます。
5. 厚生労働省のホームページに登録番号、登録施設名、住所、輸出品目等が公開された時点で登録されたものとする。

※「対ブラジル輸出水産食品」ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taihaku/index.html>

(注) 厚生労働省及び当法人より登録が終了した旨の通知は行いません。

上記ホームページで登録されたことを確認して下さい。

以上